平成２３年（フ）第２２６号
広島県福山市御幸町大字森脇980番地３
債務者　徳永　義一
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２２７号
広島県福山市御幸町大字森脇980番地３
債務者　徳永智津子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６０号
福岡県大牟田市三川町５丁目96番地１ロワイヤル・ユウ・大牟田・荒尾404号、住民票上の住所福岡県大牟田市大字新町114番地
債務者　大坪　　司
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第６１号
福岡県大牟田市三川町５丁目96番地１　ロワイヤル・ユウ・大牟田・荒尾404号
債務者　大坪　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第６６号
福岡県大牟田市有明町２丁目２番地10　有明館702号
債務者　濵口　雄介
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第７２号
福岡県大牟田市大字今山1846番地
債務者　古賀　敏博
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第７３号
福岡県大牟田市大字今山1846番地
債務者　古賀　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第２２３号
長野市青木島町青木島乙162番地29
債務者　竹田由夏里
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
岐阜県美濃加茂市西町５丁目211番地１イーグルビレッジＡ106
債務者　加藤　和敏
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２０３７号
名古屋市中村区畑江通８丁目18番地の１　ＵＶ岩塚ビル1001号
債務者　Ｔ．Ａ．Ｓこと　阿部　俊秀
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１８号
愛知県日進市藤塚３丁目167番地
債務者　田中　久子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０４号
愛知県日進市北新町二段場984番地１、住民票上の住所名古屋市中川区露橋２丁目15番12号　エバグリーン八島１棟803号
債務者　齋藤　正行
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４４号
名古屋市天白区原３丁目1110番地　コーポ太陽102号
債務者　南　　健治
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４５号
名古屋市天白区原３丁目1110番地　コーポ太陽102号
債務者　南　　和代
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５０号
三重県津市一身田豊野1406番地230
債務者　乙部　英紀
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９０号
三重県鈴鹿市住吉町8224番地　住吉寮Ｃ棟248号、前住所滋賀県東近江市東沖野２丁目６番22号
債務者　寺田　正生
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
津地方裁判所破産係